

平成30年10月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年10月30日(火) 午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第305①会議室	
出席委員	出席者 教育長 湯原正人 委員 田邊勉 委員 中島雅己 委員 岡田治美	欠席者 委員 立原順子
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課主事	
議題	報告第 23号 損害賠償の額を定めることの専決について 議案第 50号 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 51号 八坂神社本殿の町指定有形文化財の解除について 議案第 52号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 平成30年10月教育業務報告及び平成30年11月教育業務予定	
傍聴者	なし	
議 事 概 要		
教育長	(教育長 自己紹介・あいさつ)	
委員	(委員 自己紹介・あいさつ)	
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、10月教育委員会定例会を開会します。	
事務局	まず、会議録の確認ですが、9月の教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
事務局	1つ訂正をお願いします。登下校防犯プラン対策会議の中で協議した対策について、各学校に周知するだけでなく、町HPでも公開すると説明しましたが誤りです。	
事務局	通学路安全対策推進会議については町HPに公開していますが、登下校防犯プラン対策会議については、各学校への周知は行いますが、町HPでの公開はしませんので訂正させていただきます。よろしくをお願いします。	
教育長	ただいまの訂正を含め、何かございますか。	
委員	異議なし。	

教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。</p> <p>次に、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、報告第23号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○報告第23号 損害賠償の額を定めることの専決について</p> <p>資料の1～3ページをご覧ください。学校で草刈業務を実施していた際に、刈払機によって弾かれた石が走行していた車のリアウィンドウに接触し、ガラスを破損する損害を与えたので、これに対する損害を賠償したものです(個人情報の内容は非公開)。報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第23号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>夏季休業期間中に保護者の方等が参加する草刈り等がありますが、今回の件は、そのような状況下で起こったのですか。</p>
事務局	<p>学校の用務員の方が、日常の草刈業務を実施している際に発生しました。</p>
教育長	<p>それでは、報告第23号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、報告第23号については承認されました。</p> <p>次に、議案第50号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第50号 阿見町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>資料の4～6ページをご覧ください。条例改正の理由ですが、これまでは、阿見町文化財保護審議会の設置根拠法令が地方自治法でした。</p> <p>しかし、国の文化財保護法の改正により、これまでは都道府県の文化財保護審議会のみが規定されていましたが、市町村の文化財保護審議会についても規定されました。これに伴い、設置根拠法令等の内容を改正します。</p> <p>補足ですが、文化財保護審議会は、教育委員会の諮問を受けて、文化財の保存や利活用に関する重要事項について調査・審議するだけでなく、これらに関して教育委員会に建議をする権利がある組織です。説明は以上です。</p>

教育長	ただいま事務局より、議案第50号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	文言について1つお聞きしたいのですが、文化財保護審議会の代表者は委員長ではなく会長で良いのですか。委嘱や任期の規定には委員という文言がありますが、どうなのでしょう。
事務局	文化財保護審議会という名称なので、代表者を会長と規定しています。また、文化財保護審議会のメンバーを委員と規定しています。
教育長	それでは、議案第50号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第50号については承認されました。
	次に、議案第51号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	○議案第51号 八坂神社本殿の町指定有形文化財の解除について 資料の7ページをご覧ください。町指定有形文化財である八坂神社本殿の指定を、所有者の申し出により解除するものです。 八坂神社本殿につきましては、昭和52年3月22日から町の有形文化財に指定されています。今年1月に、このような建物には自動火災報知機の設置義務があるとの指導を稲敷広域消防本部から受けました。町の文化財に関する維持・管理費用については、その費用が一定金額以上の場合、町に申請することで、町がその費用の半額を補助するという規定がありますが、所有者の方との協議の中で、自動火災報知機の設置やその後の管理が難しいという結論に至り、所有者の方から文化財の指定を解除するように申し出がありました。 先程説明しました文化財保護審議会でも協議を行い、指定解除するという結論に至りました。説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第51号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	文化財の指定を解除して自動火災報知機を設置しないということでしたが、仮に火災が起きた場合は、所有者の方に責任等があるということでしょうか。
事務局	そのようになります。 また、自動火災報知機について調べましたが、自動火災報知機は火災が発生したことを警報で周囲に知らせるだけなので、消防署等への通報

	<p>は火災に気付いた方が行う必要があります。</p>
委員	<p>文化財の指定が解除になった建物については、撤去しなければならないのですか。</p>
事務局	<p>文化財の指定が解除になっても、建物を撤去する必要はありません。また、指定が解除されても、文化財としての価値が消えるわけではないので、部分的に保存する等、何かしらの形で保護していきたいと考えています。</p>
委員	<p>自動火災報知機等の費用はどれくらいなのですか。</p>
事務局	<p>設置の方法等にもよりますが、30万円から40万円程度かかります。</p>
教育長	<p>それでは、議案第51号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第51号については承認されました。</p> <p>次に、議案第52号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第52号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。今回は平成30年度の追加認定分となり、準要保護児童生徒が4名、不認定者が2名となります。また、不認定の理由は、収入が就学援助の基準を上回るためです。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第52号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>就学援助の開始月が異なる理由は、申請者の方の申請月が異なるからですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。各家庭で就学援助を申請する時期が異なるため、開始月が異なっています。</p>
委員	<p>教育委員会の中で認定に関する承認を行っていますが、認定後に就学援助の基準を上回った場合は、認定解除を行うのですか。</p>

事務局	<p>認定につきましては、前年度の収入を基に判断します。認定された場合、その年度につきましては就学援助費を支給します。なので、認定された年度におきましては、通常の場合、認定の解除はないです。年度が変わりましたら、改めて申請していただく形になります。</p>
委員	<p>要保護や準要保護の世帯等については、学校にも情報を共有する等して、少しでも子ども達等の支援を行いやすくなるようにしてほしいと思います。</p>
事務局	<p>今の件について説明させていただきます。要保護や準要保護の認定の申請については、お子様が通学している学校を通して行うので、各学校では、どの世帯が要保護や準要保護に認定されているのか等を把握しています。</p> <p>また、各地域の民生委員の方とも情報共有をしていますので、要保護や準要保護に認定された世帯については、学校と民生委員の方が見守りをしてくださっています。</p>
教育長	<p>それでは、議案第52号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第52号については承認されました。</p> <p>次に、10月の教育業務報告及び11月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>○平成30年10月教育業務報告</p> <p>1日舟島小学校創立記念日、2日平成30年度防犯ポスター標語展審査会、3日教育委員会定例管理職会、牛久警察署訪問、平成30年度茨城県市町村教育委員会研修会、4日計画訪問、5日あさひ小学校開校準備委員来庁、阿見町文化芸術振興審議会、共同実施協議会、7日第38回町民運動会、9日管理訪問、県南教育事務所訪問、10日平成30年度阿見町小中学校音楽会、教育長退任式、11日管理訪問、12日管理訪問、教育長就任式、教育長教育委員会各課巡視、校長会会長・副会長面会、15日町校長会、町教頭会、さわやかフェア説明、16日庁議、国体説明、町教務主任会、17日計画訪問、平成30年度新任教育長及び教育委員並びに新任職員研修会、18日総合計画策定協議会、19日議会全員協議会、議会臨時会、国体オープンセレモニー、21日さわやかフェア、伝統芸能まつり、23日庁議、24日計画訪問、25日大日本図書面会、人権教育市町村教育委員会訪問、26日セーリング競技リハーサル大会開会式、28日竹来中学校創立記念日、セーリング競技リハーサル大会閉会式、29日教職員組合面会、平成30年度第2回市町</p>

	<p>村教育委員会教育長会議、30日計画訪問、議会全員協議会、職員採用説明、教育委員会定例会、31日平成30年度茨城県町村教育長会視察研修会</p> <p>○平成30年11月教育業務予定</p> <p>1日君原小学校創立記念日、あいさつ・声かけ運動、阿見中研究発表会、2日あいさつ・声かけ運動、教育委員会定例管理職会、3日阿見町教育の日、4日阿見中学校創立記念日、5日行政改革推進本部会議、6日職員採用面接、8日職員採用面接、9日職員採用面接、10日陸上自衛隊武器学校・土浦駐屯地開設66周年記念行事、11日町子連バドミントン大会、町合同研修会、文化協会芸能発表会、13日職員採用選考会、茨城大学との定期協議会、17日町合同研修会閉講式、19日本郷小学校創立記念日、管内市町村教育委員会教育長会議、県南教育長連絡協議会、県南教育長連絡協議会情報交換会、20日町臨時校長会、22日まちづくり探検隊審査、平成30年度教育委員会学校・教育施設等訪問、町花壇審査表彰、町校長会、教育委員会定例会(予定)、27日町教頭会、部課長会議、30日阿見第二小学校創立記念日、あさひ小学校創立記念日</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、10月の教育業務報告及び11月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>11月3日の阿見町教育の日について確認ですが、今年度は希望者が講演会に出席するという形ですか。</p>
事務局	<p>これまでは、PTAの方等にも参加してもらうような内容でしたが、今年度からは、講演会を開催し、参加を希望する町民の方に講演を聞いていただきます。今年度は「つなげよう！学校と地域社会」というテーマの講演会を行います。今後のコミュニティ・スクールに向けた内容になっています。</p>
委員	<p>10月5日にあさひ小学校開校準備委員来庁とありますが、開校準備委員会という組織はまだあるのですか。</p>
事務局	<p>現在、開校準備委員会という組織はないです。当時、開校準備委員会の委員を務めていた方が来庁されました。</p>
教育長	<p>それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p>

事務局	今回の教育委員会の資料送付時に、平成30年9月25日に開催した平成30年度第1回阿見町総合教育会議の議事録を同封いたしました。会議で協議した内容等をまとめてありますので、ご確認をお願いいたします。
教育長	ありがとうございました。その他ございませんか。 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○次回の教育委員会 平成30年11月22日(木) 午後3時30分 ○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)
閉会	午後 4 : 4 0

議事録署名

平成 年 月 日

教 育 長

委 員